

議案第 5 1 号

幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止する条例

幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例（平成 1 6 年条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に廃止前の幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例（以下「旧条例」という。）第 5 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の許可を受けて行われている土砂のたい積に関する旧条例第 7 条から第 1 0 条まで及び第 1 7 条から第 2 1 条までの規定の適用については、当該許可の期間が満了する日までの間（当該許可の期間が満了する日までに旧条例第 1 8 条の規定による命令を受けた者にあつては、当該命令に係る事由が消滅する日又は当該許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間）は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第 5 条第 1 項又は第 8 条第 1 項の許可の申請があつた場合において、施行日の前日までに当該申請に対する処分がされないときは、当該申請は、同日に、却下されたものとみなす。
- 4 施行日前にされた旧条例第 1 8 条第 2 項の規定による命令を受けた者に対する旧条例第 2 0 条及び第 2 1 条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 施行日前にした行為並びに附則第 2 項及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

令和 7 年 9 月 1 日提出

幸手市長 木 村 純 夫

提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法の一部改正に伴い、土砂等のたい積が全国一律の基準で包括的に規制されることとなったため、幸手市土砂等のたい積の規制に関する条例を廃止したいので、この案を提出するものである。